

第 10 回丹波市上下水道事業運営審議会

議 事 録

令和 8 年 7 月 2 日（木）
春日庁舎 3 階 301 会議室

1 開会日時 令和8年7月2日(木) 午後1時30分 開 会

2 開催場所 春日庁舎3階 301会議室

3 出席者 (委 員)
坂 谷 高 義 会 長 、 笹 川 一太郎 副会長
野 垣 克 巳 委 員 、 内 堀 恭 子 委 員
國 光 はるみ 委 員 、 吉 見 温 美 委 員
関 下 弘 樹 委 員 、 荻 野 隆太郎 委 員
神 成 徹 委 員
委 員 9 名

4 傍聴者 1名

5 事務局 北野 壽彦 上下水道部長
荒木 敏明 水道課長 、 百木 稔 水道課副課長
玉水 秀和 水道課施設係長 、 間島智恵 水道課経理係長
藤井 大 水道課主査
事務局 6名

6 会議に付した議題及び案件とその内容

次 第 1 開 会

次 第 2 会長あいさつ

次 第 3 資格審査報告

次 第 4 議事録署名人選出

次 第 5 審 議

(1) 「たんば水ビジョン2055」について

次 第 6 その他

次 第 7 閉 会

7 議事の経過

1 開 会

(事務局)

ただいまから、第10回の丹波市上下水道事業運営審議会を開会いたします。
委員の皆様には大変ご多用の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

2 会長あいさつ

(事務局)

それでは、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(会長)

本日は第10回の審議会を開催しましたところ、委員の皆様にはお忙しい中をご出席ありがとうございます。

本日の会議では、前回まで審議いただいた新水道ビジョンの素案をご確認いただく予定としております。

それぞれの立場から忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。

3 資格審査報告

(会長)

それでは、次第3 事務局から資格審査報告をお願いします。

(事務局)

本日は委員全員出席をいただいております。

よって、条例第6条の規定により、本審議会が成立することをご報告いたします。

4 議事録署名人選出

(会長)

続きまして、次第4 本日の議事録作成のため、私から議事録署名人を指名させていただきます。

荻野委員、吉見委員に議事録署名人をお願いします。

お二人には、後日、事務局において議事録が作成されましたら、内容を確認いただき、署名をお願いいたします。

5 審 議

(会長)

それでは、次第5 の審議に移ります。

事務局から、「たんば水ビジョン 2055」について説明をお願いします。

ー 資料により説明 (資料1,2 修正案まで) ー

(会長)

ありがとうございました。

これまでの説明の中でご質問等はございませんか。

(委員)

28 ページの有収率と 43 ページの有収率が違いませんか。

28 ページは 74.5%、43 ページは 71.6%ですが。

(事務局)

43 ページの引き出しが見にくいですが、R5 は 74.5%です。

(事務局)

43 ページの引き出し線が薄く見にくいので、濃くして見間違えないよう修正します。

(委員)

43 ページの 71.6%は正しいですか。

(事務局)

43 ページの 71.6%は実績の値となっております。

28 ページは、令和 6 年度から推計値となっているので差が出ております。

(委員)

これは間違えているということですね。

(事務局)

間違いではなく、28 ページの令和 6 年度の値 75.9%は推計の値となっています。

43 ページの 71.6%は実績の数値となっており、実績と予測の差が出ています。

これは、有収率の算定をした時期が、令和 6 年度の実績が出ていない時点であったため、令和 5 年度までの実績をもとに令和 6 年度以降の推計をおこなっております。

(委員)

水道ビジョンを策定した時点で、間違った数値で問題ないのですか。

(事務局)

できるだけ直近の実績を反映させたものにしたいと思ひまして、43 ページは令和 6 年度の実績を掲載しております。仮に、実績の値に置き換えますとそれ以降の推計値に影響が出て数値が変わってくることになり、令和 37 年の 30 年後の推計の有収率は下がることになると思ひされます。

(委員)

28 ページのグラフについては、令和 5 年度までの実績に基づいた推計であることを明記するなどの必要があると思ひます。

(事務局)

このビジョンについては審議期間が長期間となっているため、データが古くなっているということがあります。

それと、推計値を見直すと財政収支見通しの数字も変わってきます。これまで議論いただいた数字がガラッと変わってくるのもいかなものかと思ひますので、どの時点の実績と推計なのか注意書きをして、説明ができるように対応させていただくことでいかがでしょうか。

(委員)

最後の結論があまりにも変わるなら問題だと思ひます。

軽く計算だけして、結論が変わらないなら表現だけの問題なのでいいと思ひますが、最後が大きく変わるなら最新のデータで表現していただきたい。

(事務局)

令和7年度の決算があります。その有収率も70.9%と下がっています。これもここに入れてしまうとかなり下がってしまうことになっていきます。

決算も随時行われて行きますので、集計した時点とかけ離れていくことになります。その違いだけしっかりと説明できるようにさせていただきます。

ただ、委員がおっしゃるように将来を見通したときに発射台に大きなブレがあれば、修正は必要であると思いますが、そう大きなブレはなさそうですので、これは「集計した時点のデータです。」というのは説明させていただきたい。

(委員)

大きなずれがないなら表記の問題ですので、構いません。

(委員)

という見方をすれば、43ページの有収率の位置は上のほうがいいかと思います。見間違える可能性が高いです。見やすいように改善をお願いします。

(事務局)

ご指摘のとおりです。このグラフに限らず、他のグラフももう一度見直したいと思います。

ありがとうございます。

(委員)

気になっていたのは、有収率の話なのですが、ここは事務局さんにお任せした方がいいと思いますが、市民に出したときに今回の委員と同じように、ここで市民も突っ込んでくると思うので、少なくとも28ページと43ページは、うまいことすり合わせていただきたい。

(事務局)

委員がおっしゃるように、ここの違いについて指摘される場合があると思います。

その時には、先程部長が申したとおり、違いについて説明できるように対応させていただきます。

(会長)

どうですか。ここで、ご意見・ご質問がないようでしたら、引き続き事務局さんから説明をお願い致します。

ー 資料により説明 (資料3 素案まで) ー

(会長)

ここまででご質問があればお伺いします。委員の皆さんありませんか。

(委 員)

19 ページで「給水管は水道使用者が所有・管理するもの」と記載がある。

他の市町村では、配水本管からメーターまでは、個人ではなく、水道事業体の所有・管理というところもある。

具体的にどのような管理の区分となっているか教えてほしいです。

(事 務 局)

給水管は給水装置の一部としての位置付けとなっており、配水本管の分岐箇所からメーターまでの給水管についても給水装置となります。

よって、給水管の所有者・管理者は、一般的には水道使用者となります。

例えば、新しい家を建てられる場合は、水道使用者本人の費用負担で道路内の給水管を布設されており、水道事業体が負担することはありません。

ただし、配水本管の分岐箇所からメーターまでの給水管で漏水が発生した場合などは、水道使用者にその費用負担を本来はお願いしたいところではありますが、道路掘削や工事業者との調整を個人に求めるのが難しく、またメーターまでの給水管における漏水は水道料金に反映されないため、市としても損害が生じます。

これを踏まえて、運用上、配水本管からメーターまでの給水管漏水については、市が対応している状況にあります。

(委 員)

給水管の漏水について、市が水道使用者の代わりに修繕した場合、水道使用者へ修繕費用を請求すれば良いのではないのでしょうか。

(事 務 局)

実際に、水道使用者への請求を行った場合、数十万・数百万円単位の金額となり、払えない水道使用者が多く発生すると思われます。

説明にあったとおり、公益上の考えから、配水本管分岐箇所からメーターまでの漏水は、市で修繕しています。

ただし、給水装置の新規申込や改造の場合は、水道使用者が工事をされています。

(委 員)

給水装置は個人の財産であるため、個人に請求すべきではないのでしょうか。

あるいは、給水装置自体は市の財産であるという考え方に変えれば、市が漏水修繕するのも納得できると思います。

(事 務 局)

給水管について、その延長や配管経路が把握できず、経理上も市の財産として管理できません。あくまでも、財産としては個人のものであって、個人が管理すべきものであると考えます。

(委 員)

給水装置は個人が所有・管理することは、何に書いてありますか。

(事 務 局)

水道法で給水装置の記載があり、各水道事業者が定める給水条例や規程において、所有者の財産・管理であることを規定しており、他市でも同様の取り扱いが多いです。

(委 員)

新築で水道の工事をする時には、市は負担しないのでしょうか。

(事 務 局)

市は負担しません。申込者の負担で工事されます。

(委 員)

給水装置は個人の所有・管理という考え方は、過去から継続して歴史をもったものであり、今更変えることはできないと思います。

(委 員)

丹波市では給水管からの漏水が多い。この原因として、給水管が浅い土被りで埋設されており、地上の温度が影響して漏水が多く発生しているのではと考えています。

給水装置の工事を申込者によってお任せで実施されてしまうと、浅く埋設され、漏水の原因となるのではないのでしょうか。

そのため、市で工事した方が良いのではないのでしょうか。

(事 務 局)

本管や給水管の埋設深は、基準があるため、丹波市指定の業者が、その基準に則り工事されており、また、書類や検査においても確認しており、施工不良がおこらないような仕組みになっております。

また、漏水が多く発生している原因の一つとして、給水管の材質も考えられます。過去に給水管の材料として使われていたポリエチレン 1 層管からは多くの漏水が発見されています。

(委 員)

78 ページの一番下の写真は漏水修繕でしょうか。

浅い位置でも漏水が発生しているのではないのでしょうか。

(事 務 局)

87 ページの写真のように配水本管は 1200mm 程度で埋設されているものもあり、深い位置に埋設されている水道管からも漏水は発生しております。

(事 務 局)

簡易水道など昔に地元で整備された水道管を、市で貰い受けて、管理している場合もあり、過去の埋設方法などが把握できていないところもあり、実際にそうした箇所での漏水も発見されています。

(委 員)

28・29 ページに記載しているように、漏水にはピンホールや、亀裂、継手部漏水など、漏水の種類がさまざまあります。漏水の種類や地域差を考慮し、統計を取ってみると、なにか発見があると思います。

毎年 500 件程度ある漏水の履歴を整理すれば、今後の有収率向上のカギになるのではないのでしょうか。

(事務局)

地域ごとの傾向はあると思います。ただし、老朽化し、漏水した水道管は取り替えるしか方法がないと考えており、現在は、漏水修繕や管路更新において、取替を実施しております。

(委員)

本来、給水管は水道所有者が所有・管理するものであるということは理解しました。ただし、実際は配水本管分岐箇所からメーターまでを市で維持管理している状況を踏まえて、19ページの「給水管は水道使用者が所有・管理するもの」という表現は考え直しても良いかなと思います。

(委員)

市民としては、「給水管は水道使用者が所有・管理するもの」という感覚は薄いように思う。

やっぱり、言葉上で「管理」という言葉は行き過ぎで市民の感覚と乖離していると思う。

(事務局)

表現については、検討させていただきます。

(委員)

21ページの上の方の「同規模事業体」という言葉と、37ページの上の方の、「類似団体」という言葉との使い分け方がわかりません。

「同規模事業体」とは、丹波市と同規模の人口の事業体を指しますか。

「類似団体」とは、丹波市と似た事業体を指しますか。

(事務局)

使い分けを明確に定めているわけありませんので、統一するように修正します。

(委員)

25ページで管路延長総延長 896km となっているが、27ページでは 895km となっている。1km 違う。

(事務局)

端数の関係で差が出てしまっていると思われます。

どちらかに統一するように修正します。

(委員)

40ページの図のなかで、料金回収率が 83.4% となっていますが、ビジョンにその向上の対策は記載されていますか。

(事務局)

83ページで「慢性的な赤字経営からの脱却」、「短期的支払能力の維持」の2つを方向性として示しております。

料金改定の中身にもよりますが、この二つの方向性を満足するような料金改定が行えれば、料金回収率もおのずと 100% に近づいていくものと考えます。

(委 員)

82 ページの図のなかで、料金改定の B パターンで進めることができれば、料金回収率は 96.56% を目指せるのでしょうか。

(事 務 局)

そのように考えております。

(事 務 局)

料金回収率と料金収納率は違います。

料金改定により、料金収入が増えるため、料金回収率は直接的に影響します。

(委 員)

料金収納率は、ビジョンには記載していませんか。

(事 務 局)

記載していません。

(事 務 局)

料金収納率は残念ながら 100% には達していませんが、100% に近づけるように、給水停止などの手段を尽くしております。

財政収支見通しで、回収率は事業運営の費用が料金収納で賄えていない状況にあるなかで、料金改定を適宜おこない、物価高騰などに対応する必要があります。

(委 員)

一般市民は、回収率と収納率の違いはわからない。

この基本的な考え方をビジョンで分かりやすくする必要があると思う。

(事 務 局)

料金回収率を説明する文言は 40 ページの記載があります。

(事 務 局)

表現方法については検討させていただきます。

(委 員)

26 ページの下のコラムで字が小さいと思います。

また、文中の「右図」とありますが、これは「左図」ではないでしょうか。

(事 務 局)

混同してしまうかもしれない書き方になっておりますので、わかりやすく修正をさせていただきます。

(委 員)

48 ページの文中で「安定的な事業運営・経営のためには・・・仕組みづくりが必要です。」とありますがどのような仕組みでしょうか。

(事務局)

例えば、92 ページでは市職員の担当業務以外の研修会や勉強会をするとともに、包括委託業務の受注者とも技術交流を実施するというような仕組みを考えております。

(委員)

54 ページの水質検査のところで、水質検査を検査機関に任せているという意味合いでしょうか。

(事務局)

丹波市では法令に定められている水質検査を検査機関に依頼しております。

ただし、水質検査のうち毎日する必要があるものは、包括委託業務の受注者で実施しております。

(委員)

水質検査結果は、市の職員でチェックしないということでしょうか。

(事務局)

市の職員は水質検査結果をチェックしており、異常値が発生した場合などは速報を受け取ります。

また、市の担当者職員は外部で研修を受けるなど、水質検査をチェックできるような体制を整えております。

(委員)

ビジョンに施設の場所とか位置とかを落とし込んだ地図を入れなくていいのでしょうか。

(事務局)

150 近い施設を地図に落とすとなると、すごく見難い地図が出来上がってしまう恐れがあるので今回は省いています。

あった方がよいというご意見であれば、検討はさせていただきたいと思います。

(委員)

見る側としては地図があった方がイメージしやすいと思いました。

それから、先ほど有収率の話が出ていましたが、112、113 ページで水系の記載がありますが、水系毎の有収率は出ないのでしょうか。

(事務局)

地域別の有収率は、毎年度算出はしておりますけど、水系別となりますと、料金の方に絡んでくる部分がありまして、現状は有収水量を水系別で算出する機能を備えておりませんで、今後はD Xの項目で記載していますが、料金システムの改修であったり、管路台帳システムの更新中で、そちらが完了してくると水系別、もっと局所的な部分での有収率も算出できるようなシステムができ上がるよう今取り組んでいる最中です。

(委員)

それはいつ完成するのでしょうか。

(事務局)

管路台帳システムについては、今年度中に完成して運用していく予定です。

(委員)

料金システムはどうですか。

(事務局)

料金システムはまだ業務の設計に至っていないので具体的にどこまでの機能を保有できるかという調査から始めないといけないというところなので、ちょっと具体的には申し上げられないですけども、目標としては令和 11 年度からは運用できるように、事務をすすめているところです。

(委員)

なるほど、令和 11 年度から運用開始ですね。

料金システムに配水区分みたいな項目があったりするのです。

この配水池にぶら下がってる範囲だとどれだけというのが集計できたりする機能があったので、幾つか料金システム見ていただいたら、多分そんな機能のシステムがあると思いますので検討していただければと思います。

(委員)

98 ページで、営業費用というのが 18 億 6,000 万円あります、そのうち減価償却費が約 10 億円あります。費用のなかに半分以上を占めていて、いくら皆さんが努力して安く水を作ろうとしても減価償却にかかる負担が多すぎてどうにもならないようになっているように感じる。

減価償却費を下げるという方法はないのですか。

(事務局)

下げるとなると、例えばその施設を廃止する。

68 ページに 190 億円の削減効果を記載していますが、これが減価償却費を抑制することになる。

(事務局)

減価償却費については借金というよりも、将来への積み立てと考えていただいた方が近しい理解かと思います。

(委員)

これは他の市と比べて多いのか、少ないのか。

(事務局)

丹波市は施設が多いので減価償却費も多いと思われますが、施設規模等によっても金額が大きくなるので一概には言えないかもしれませんが、おそらく多いです。

(委員)

今の話に関連して、減価償却が多いというのは、それだけ資産を持っているということなんです。

逆に言うと、経営改善するという意味なら、資産効率を高めないといけない面があって、ダウンサイジングをして効率的な経営をするという必要があると思います。

一方で、施設を廃止する時には除却損がでますので決算的なインパクトが出るのは仕方がないかなと思います。

（委員）

43 ページのグラフに修繕費の内訳が示されている。このうち配管の修繕は構築物修繕費に含まれています。と記載されているが、どの程度なのか。

ほぼ全ての構築物修繕費が配管に充てられたものなのであれば、曖昧に記載せずにしっかりと書くべきではないか。

また、給水管と配水管の区別をしていたかと思いますが、コスト的にはどうですか。

（事務局）

1 件当たりの費用比較としては、配水管の方が割高であるが、件数が給水管のほうが多いので費用も多くかかっている。

（委員）

その辺がわかる資料は。

（事務局）

漏水に特化したビジョンというわけではないので、そこだけ細かく書くと、ほかも細かく深掘りしてというようになって、専門書のようになってしまいます。

ビジョンは将来の水道事業を運営していく方向性を示すものになっておりますので、バックデータとして持っておくのは大事ですけれども、深掘りすればするほど、手に取りにくいビジョンになってきてしまうという懸念があります。

今回はお話いただいたように、漏水修繕の費用で表現がわかりにくい部分がありますので、そこについては見直しをさせていただこうと思います。

（委員）

22、23 ページのグラフには水道管を含んでいるのですか。

（事務局）

このグラフには水道管は含んでいません。

（委員）

耐用年数の話であれば水道管のことは触れなくていいのですか。

（事務局）

次の 25 ページから水道管の話をしておりまして、耐用年数の部分でいうと 27 ページ、水道管の更新需要というところで触れています。

（委員）

この 22 ページのグラフに、水道管を含むことはできないんですか。

(事務局)

22 ページについては、水道施設の現状と未来という項目でまとめているので、ここに水道管の情報を載せると、混乱を招く恐れがあるので分けて記載しています。

(委員)

市民の感覚からすると、水道施設というと配管から建物全部であって、分けて記載されると割合がわからない。

(事務局)

44 ページの下にあるグラフに水道管、水道施設を区分けしたものを掲載しています。

(会長)

その他にご質問がないようでございますので、長時間にわたるご審議ありがとうございます。

以上で本日の審議を終了いたします。

6 その他

(会長)

続きまして、次第6 その他でございますが、事務局より連絡事項はありますか。

(事務局：部長)

事務局から、2年間の任期を満了される委員皆様へお礼を申し上げます。

本日の閉会をもちまして、今期の審議会におけるすべての議事が無事終了いたしました。

委員の皆様には、令和6年8月の就任以来、2年間にわたりまして、審議会の委員として多大なるご尽力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

この2年間、水道ビジョンの策定、また、下水道の受益者負担金制度のあり方について、非常に活発で、かつ貴重なご意見を多くいただきました。

皆様から賜りましたご提言は、今後の事業推進において極めて重要な指針となるものでございます。

事務局の方が至らない点多々あったかと存じますが、皆様のご理解とご協力のおかげをもちまして、無事に任期満了を迎えましたことを職員一同、深く感謝しております。

結びになりますが、委員の皆様のますますのご健勝とご多幸、そして今後のさらなるご活躍を祈念いたしまして、事務局からのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

(会長)

本日の審議会は、これで終了します。

閉会にあたりまして、副会長からあいさつをお願いしたいと思います。

7 閉 会

(副 会 長)

皆様、本日も長時間にわたり皆さん慎重に審議をお世話になりありがとうございますございました。

ただいま部長からも言われましたように、今月末をもちまして皆さんの任期が満了いたします。

この2年間で、新水道ビジョンが素案まで仕上がったことや、下水道受益者負担金分担金制度のあり方についての答申をしたことは、当審議会で議論を深めていただいたからこそその結果と思います。

2年間たいへんご苦労様でした。

午後 4 時 00 分終了